令和８年８月

議　案　説　明　書

大　川　市

本日ここに、令和８年第４回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともご多端の中にもかかわらずご参集賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この議会に提案しております議案は１９件でありますが、その内訳は、報告１件、条例議案４件、決算認定に関する議案６件、予算議案２件、その他６件であります。

まず、報告第７号　大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について､監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

次に、議案第４９号　大川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本議案は、出入国管理及び難民認定法等の改正により、個人番号カードと在留カードが一体化した特定在留カード等が交付されるようになることから、当該カード等を使用して印鑑登録証明書の交付申請を行えるよう、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第５０号　大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について､ご説明申し上げます。

本議案は、児童福祉法に規定される家庭的保育事業等について、児童福祉法等の一部改正及びこども性暴力防止法の制定により、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第５１号　大川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本議案は、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度について、こども性暴力防止法の制定により、国の「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第５２号　大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本議案は、児童福祉法に「満３歳以上限定小規模保育事業」が創設されたことに伴い、教育・保育に関して基準を定める国の内閣府令に当該事業の基

準を加える改正がされたため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第５３号　令和７年度大川市一般会計歳入歳出決算認定についてから議案５６号　令和７年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括してご説明申し上げます。

４議案とも、それぞれ令和７年度歳入歳出決算の認定をお願いするものでありまして、地方自治法第２３３条第２項の規定に基づく監査委員の審査が終了し、決算審査意見書及び当該決算にかかる主要な施策の成果を説明する付属書類を配付しておりますので、ご審議のうえ、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第５７号　令和７年度大川市水道事業会計決算認定及び議案第５８号　令和７年度大川市下水道事業会計決算認定につきましては、地方公営企業法第３０条第２項の規定に基づく監査委員の審査が終了し、決算審査意見書を添えて提出しておりますので、ご審議のうえ、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

議案第５９号　令和７年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、ご説明申し上げます。

本議案は、令和７年度の大川市下水道事業会計未処分利益剰余金１億６，１４７万２，２９９円のうち、８，９０８万５，８６１円を減債積立金に積み立て、７，０８１万６，１６２円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第６０号　令和８年度大川市一般会計補正予算（第４号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正をお願いするものでありまして、まず、歳入歳出予算の補正からその概要をご説明申し上げます。

民生費につきましては、学童保育所工事設計業務委託料３２０万円、社会福祉施設等整備費補助金１，０００万円等、計１，４２５万６，０００円を計上いたしております。

商工費につきましては、昇開橋可動桁ワイヤー交換工事負担金１５０万円を計上いたしております。

災害復旧費につきましては、農業用施設災害復旧費７６８万円を計上いたしております。

以上により、今回の補正総額は、２，３４３万６，０００円となったとこ

ろでありますが、これが財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債をもって充当する次第であります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、子育て応援タクシー利用料金助成事業について、追加をお願いするものであります。

地方債の補正につきましては、対象事業費の追加に伴い、地方債の限度額の追加をお願いするものであります。

次に、議案第６１号　令和８年度大川市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、介護給付費準備基金積立金及び令和７年度介護給付費国庫負担金等の精算に伴う返還金について補正しようとするものでありまして、これが財源といたしましては、繰越金等をもって充当する次第であります。

次に議案第６２号大川市教育委員会委員の選任についてでありますが、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、市教育委員会委員に久保良輔さんを選任しようとするものであります。

久保さんは、人格識見ともに優れ、社会的信望も厚く、教育、学術及び文化に関して優れた識見を必要とする市教育委員会委員として最もふさわしい人物と考えますので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第６３号大川市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありますが、議案の末尾に理由を付しておりますとおり、市固定資産評価審査委員会委員に松尾寿子さんを再度選任しようとするものであります。

松尾さんは、人格識見ともに優れ、社会的信望も厚く、地域社会発展のために貢献されているところであり、固定資産税の公正さを期す任務からして、最もふさわしい人物と考えますので、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第１号から諮問第３号までの人権擁護委員候補者の推せんについてでありますが、議案の末尾にも理由を付しておりますとおり、人権擁護委員候補者として、中村武四郎さん、永尾学さん及び宮﨑郁子さんを再度推せんしようとするものであります。

３名は、人格識見ともに優れ、広く社会の実情にも通じ、人権擁護委員として最もふさわしい人物であると考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊要なものでありますので、慎重ご審議のうえご議決いただきますようお願い申し上げます。